

国家と国際社会の未来像 (一)

元 川 房 三

目 次

はしがき

(一) 政治と国家の歴史的现实

I 政治機能と国家

II 国家と国際社会

(二) 国際社会の未来像

I 将来社会予測の基準要請

II 将来社会の国家的組成の予測 (以上本号)

III 国家と国際関係の変遷 (以下次号)

IV 国家的組成変遷の動因と相互能作

V 国家的組成の変遷と政治政策

(三) 回顧と展望

は し が き

二十世紀も八〇年代の半ばに差し掛かってきた今日、二十一世紀のことがあれこれ話題にも取り上げられるようになっていく。私は、これまで微力ながら政治や国家の問題に取り組んできたが、この際、改めて私の業績を反省した

上で、遠い将来に亘つての国際社会、とくにその国家的組成についての展望を行つてみたいと考えた。

もとより、これは至難の業で、よい加減なことを言つて済まされるものではない。しかし、いま私がそのことを考へていることには、大きな理由がある。この大問題の究明については、昭和三十三年十一月故人となられた恩師田村徳治博士の学問的遺産を改めて見直してみることによつて、それがある程度果たされるのではないか、そしていまそれを顧みるだけの価値が充分あるのではないかということである。しかし、そうは言つても、広く深い田村博士の学問的遺産(田村学)のうち、ここではごく限られた分野を取り上げるにすぎない。本論(二)がそれである。

ここで要約して取り上げようとする田村学の分野は、『国際社会の将来と新国際主義』(有斐閣、昭和十一年二月)の第一編「国際社会の将来と対策」からのものである。この書は、昭和八年から同十年にかけて発表された四つの論文、すなわち、法学論叢第二十九巻四号および五号所載「国際社会の再構成への努力」、関西学院大学法文学部研究年誌第一輯所載の同じ題目の論文、および立命館大学三十五周年記念論文集(法経篇)所載「新国際主義の意義と内容」の再録から成つている。この書の第二篇『新国際主義の意義と内容』はとくに割愛した。

(三)回顧と展望は本論の総括であるが、その中で、田村学の簡単な解説と感想をなほどこか述べておいた。

(一) 政治と国家の歴史的現実

I 政治機能と国家

人生と政治機能 権力現象のすべてが政治現象ではないが、政治(Politics)は必ず権力(Power)を生成し、この権力とともに、そして権力にしたがつて展開する。それゆえに、政治は、権力現象において見ることができ、また権力現象そのものとしても理解せられることが多い。

このように、政治が権力と共にあり、権力と必然的に結び付くことになるのは、根本的に人生が政治を必要としているからであり、したがって人間性の必然的帰結によるとう言うほかはない。端的に言えば、政治は、一定理念に基づく秩序の形成によって一つの人間集団に統一的生活状態をもたらし、全体としてこの社会集団自体の利益を確保しようとする。それは、有具体者である個々の人間が本来的に矛盾的存在者であること、そしてかかる個々人によって社会が出来上がっているために、集団の生命の存続を内からも外からも守らなければならないからである。換言すれば、一つの人間集団・社会集団は、それ自体において本来的必然的に統一の秩序の形成を要請しているのである。しかし、ここで一口に人間集団・社会集団と言つても、それは、歴史上、またその人口の規模・構成の上から、種々の様態のものが存在しているが、それについての論及は、本論の主題ではないので、これを措くこととする。

さて、権力とは、これを一般的に言えば、さまざまな人間関係を成立させる人格的作用のうち、とくに自己の意志を他者に押し付けて、そこに何らかの効果を生起させる行為によって示現する作用もしくは機能すなわち力のことである。そこで、私的個人的行為によって現われるものは論外として、社会的団体的行為によって現われる権力は、組織化された人格的作用つまり組織力である。この組織力の組成に当たっては、まず必ずその組織作りの主導的人物の理念・価値観にしたがって構成せられる活動機関すなわち執行機関⇨中央機関が形成せられ、次いでその活動による構成員の結集があつて、ここに組織力発現の仕組みが出来上がる。この組織体の規模は、その力の大小もしくは強弱ともなつて顕現するが、それは中央機関特有の能力いかに係わっている。かくて、一般に、人はこの機関⇨機能装置の存在と活動によって組織そのものの存在と権力を認識することになる。

そこで、このように組織力が形成せられることについて、二つの根本的政治的理由が認められる。その一つは、さきにも述べたように、それが統一の秩序の形成・確保に絶対必要であること、いま一つは、このような社会的公共的目的の実現を狙う集団は、理念・価値観上、必ず複数あつて常に対立的闘争的であり、その関係の中で優越的地位を

形成・確保しなければ、その目的表現は不可能であるか、あるいはその機会にも恵まれないということである。

権力の限界と主体的条件 権力現象、政治機能の発現は、結局のところ、集団的生命の発露であり、人間本性の帰結と言える。この点から言っても、権力は大きさと強さを求めて止まない。しかし、当然そこに限界・限度がある。この限界・限度は、基本的に権力構成の支盤たる人民集団の総合的生活力によって定まることになるが、実際にはこの総合的生活力に乗って活動する中央機関⇨権力装置の可動力・能力の問題に帰着する。

権力⇨政治機能の限界、換言すれば、権力装置の可動力の程度は、一面では作用領域の規模、つまり大きさ・広さとなつて現われる。この領域の規模すなわちその地理的地域的拡がりの範囲は、権力装置から發揮せられる政治機能の伝播・到達距離を示している。このような相対的地理的關係を決定する権力装置の主体的条件について、一般的概念的ではあるが、次の事柄が指摘せられうる。

その第一は、権力装置の頂上に位置する者の合法性と正統性である。第二は、その人物の資質と才能であり、これには人生観ないし世界観の高邁度も含まれる。第三は、この最上級者に従属して階級的に権力装置を構成し、最上級者を補助する役目にある諸要員の積極性、そして第四は、要員組織つまり中央機関の事務機構そのものの合理性、能率性および経済性である。右の第二以下の三条件が相互関連していることは、多言を要しない。

国家権力主体⇨政治的行為主体を直接間接に取り巻く国際環境は単純簡明ではなく、友好・親善的關係もあれば、また緊張的ないし抗争的關係もある。いずれにしても、政治的行為主体間の出会い・交渉關係の中で、必然的に成立・通用するのが「力の均衡」(balance of power)の原理である。現在、国境として画定されている境界線は、永い歴史過程の中で作り上げられてきたものであるが、それはこの均衡の成果であり、その現実具体的示現である。そしてその確保が当該生活圏⇨国家の死活的利益事項ともなっている。

国家の成立と変遷

歴史は、古来、権力装置の頂上者すなわち主導的為政者の行動を中心にして書かれている。

したがって、われわれは、歴史がかかる人物たちの活動によって展開してきたような印象を受けるわけである。しかも歴史家たちがその辺りに国家を見てきたのも、また故なしとしないのみならず、文明の発生は国家の成立が現われてゐることは確かである。ただしその場合、同じく「国家」という語が使用されていても、古代のそれと現代の「国家」と同じ構造のものでないことは、言うまでもない。

さて、文明発生当時からの永い古代期の国家は、構造上から簡単に言えば、氏族共同体を根幹とする王権によって統一・支配された部族社会であった。その生活圏は同時にその勢力範囲であり、他氏族・他部族をも支配する形勢において、生活圏たる土地が確保されていた。そしてこの王権は中心的有力氏族の家父長的君長が掌握していたが、その正統性の淵源は、氏族信仰ないし部族信仰の神（自然神もしくは祖先神）であった。

永い経過をもつ古代期にも変動の時期が訪れる。後世になってヨーロッパと称されるようになるユーラシア大陸の西端地域にそれが現われたのである。そこには、やがてその他の地域の歴史に大きな影響を与えることになる諸民族の祖先諸族の活動が見られるようになった。これらの諸族は、ローマ帝国の栄光に服していたが、その帝権が次第に衰微する中で、ローマ人に倣いながらも独自の生活体系を作り上げて行った。そしてキリスト教信仰を受け入れるようになって、新たな王権の成立を見ることになった。

この新たな王権は、カロリング王家の成立とともに、キリスト教世界の首長でありローマ皇帝の余榮を帯びるローマ教皇と結び付き、その下で、キリスト教世界と教会領を守護する役目を引受けて、ここに新たな正統性を取得することになった。ドイツ国王は神聖ローマ皇帝の帝冠を戴くことにもなるが、このような王権の下で、領主身分を持つ君長の成長とともに、その階級的システムの封建体制が進展したのである。しかし、十三世紀に入ると、封建体制の解体という特徴的動向が現われてきた。たとえば、イングランド（プランタジネット王朝）およびフランス（カペー王朝）における中央集権的絶対主義王政への始動、あるいは、王権を分与されたドイツ地方諸侯の自立（分邦化）の進展にお

いて、それを見ることができるのである。

いずれにしても、地縁Ⅱ領邦国家を作る準備期とも言える封建体制期の歴史的意義は大きい。西ヨーロッパ地域は諸他の地域に数世紀先んじて全く新たな歴史の展開を見せることになった。それは、地縁的近代国家の出現・成長とその国際体系Ⅱ西洋国際政治体系 (Western state-system) の出発・進展である。

Ⅱ 国家と国際社会

近代国家の成立と国際体系 君主・国王を統合の象徴とする地縁Ⅱ領邦国家 (territorial state) が、十五世紀から十六世紀にかけての西ヨーロッパ地域において漸次顔を揃えるようになった。そしてその領域内に生活する人びと (people) は、絶対主義体制の中で次第に利益意識と社会的文化的自覚を持つようになったが、それが端無くも独特の宗教改革運動とその余波たる宗教抗争を通じて顕現するようになった。

家父長的・中世哲学的伝統に基づくジャン・ボタンの主権概念 (国家六書、一五七六年) が出た後、十七世紀の進行の中で、啓蒙主義時代を切り開く近代自然法学に基づく社会契約説が出現して、従来の神の権威に代って、人民の合意が権力に対する正統性の根拠とせられるようになり、政治思想・国家思想の未曾有の革新期が到来した。このような社会意識を土台とする人民の国民的成長は、一斉かつ一様に進んだわけではないが、その中で高揚する国民意識は国際関係の激動に呼応するごとく、その担い手となった有産階級が政局に大きな影響力を持つようになった。

十九世紀に入って、国民国家 (nation-state) は名実ともに確立し、その共存・交際関係のシステムたる西洋国際政治体系はまた相関関係的に発展の度を加え、国際法の発達をもたらした。大国のナショナリズムの競合は、この体系に乗って西洋域外へ向けられ、帝国主義活動ともなって現われたが、一面そこに近代文明の世界化が随伴した。この帝国主義の功罪については、各様の評価が成り立つてであろう。いまなお帝国主義の跡や悪夢が残存してはいるが

7 国家と国際社会の未来像 (-)

その活動事実もはや見ることができなくなっているし、西洋国際政治体系もまた発展的に解消した。依然として英連邦 (Commonwealth of Nations) は存続しているが、それは、現在、発展途上諸国を容れた四十六ヵ国より成る一種の英語圏国際協議体と化している。またフランス共同体——共和国および自治体となった海外領土——の成立もある。かくて、われわれは、いまや十九世紀的なものからの脱却の姿を見ることができるとともに、それぞれの内的社会的構造に特異性や課題が見られるにしても、主権国家の健在を世界的に眺めることができるのである。

国家の永続性　ここで改めて現代国家の構造を概観してみよう。

国家三要素説が言っているように、現代国家は、間違いなく主権と人民と領土から成り立っている。人民と領土の構成に変化を見ることはあっても、国家がこの三要素から成り立つことは、永劫に変わりはないと断言できるであろう。その意味において、国家の現代的形態を定着させ、かつ不動のものにした十九世紀から二十世紀に亘る歴史は、人類史の中で特筆すべき時代となることであろう。

しかし、この三要素説は、正確な国家認識となっているか、ないしは、この説によって国家の本質を正確に掴むことができるか、と反問するとき、然りという答は返ってこないのである。そこで、学説史の参照はこれを措いて、以下、簡單卒直に組織的観点を軸とする私見を述べてみることにしよう。

端的に表現すれば、国家は主権的権力団体である。これを分析的に説明すると、次のようになる。

団体とは、ある一定の組織によって結合された人民 (people) の集合体を言い、そしてその人民とは、国家の場合、一定地域に領土または領土 (land, territory) を固有の生活場所とする動態的人口を言う。人民・人口は国土と切り離してはあり得ないから、とくに国土のことを言う必要はないわけである。そしてこの人口を構成している一人々々はすべて、一定国土の管轄を土台とする統一的秩序、すなわち一つの法体系の規律のもとに国籍取得者 (国家構成員) すなわち国民となっている。ここに、われわれは自由参加の任意団体とは全く異なる国家的組織体の特殊性を見ることが

ができる。そしてこの国家構成員の結合体が nation (国民) にはかならない。その中央に位置する形で主権が所在している団体が、すなわち国民国家 (nation-state) である。学説史によっても知ることができるように、nation と state とは land もしくは territory の意味が附着しているのも道理である。

ところで、国家 (state) と言えば、人はまずその権力装置すなわち中央機関に統治機構を思い浮かべ、機構的觀念によってそれを認識するのが普通である。このことは、すでに述べておいたように、組織のからくりを考慮に入れると、容易に理解することもできるが、同時にわれわれは、組織の理法によって具体的に主権の位置する中央機関・統治機構とともに、国民に国家構成員の存在を合わせて、国家を認識しなければならないのである。

地域的国際機構発達の趨勢 国家の成立と発展が、同時に国際社会の出発と発達であったことは、すでに述べた。主権的国民国家を組成単位とする現代国際社会には、大きく分けて三つの特徴的動向が認められる。

その一つは、現在百五十六を越える加盟国数を持つ国際連合の定着である。その二は、この世界的国際機構を前提とする地域的国際機構の顕著な成立傾向であり、そしてその三は、発展途上諸国から成る第三世界勢力の台頭・連関である。このような国際社会の発達は、いわゆるトランスナショナル (非国家的もしくは超国家的) な行為主体による活動が活発に展開していることをも示している。

いまとくに注目したいのは、トランスナショナル現象の一つでもある地域的国際機構についてである。これは、この戦後に始まった現象ではないが、世界の各地域にこの種の国際機構が幾つも成立し、定着傾向を示しているのは、やはり現代世界の特徴的現象と言えよう。その結成目的には共通したところがかなり見受けられるが、その実績・現状はさまざまである。たとえば、欧州共同体 (EC) のような政治統合を目指す対等連携型の総合的協力機構、またワルシャワ条約機構のように、ソ連邦の軍事力を土台とする統整共存型の集団安全保障機構もある。あるいは、東南アジア条約機構 (SEATO) を完全に止揚し、「ベトナム後」(七六年二月以来) の対策協力を当面の目標として結束し

ている東南アジア諸国連合(ASEAN)、また中央条約機構(CENTO)のように状況変化によって全く無実化しているもの、あるいはアラブ連盟のようにアラブ・イスラム圏の会議機能をやっとな保持しているものもある。

いずれにしても、地域的国際協力機構の組成は現今の顕著な動向となっており、それぞれ新たな国際的意義を現わしてきていることは確かである。そこに、われわれは一つの歴史的必然性を見出すことができるのであり、それが、国際社会の未来像を考える場合に、きわめて示唆深いものとなっている。

(二) 国際社会の未来像

政治と国家は人生と共にある。政治が現われ、国家が成立するのは、人性の必然的帰結である。その意味において、国家の成立、変遷、存続は、歴史的必然性の現われとして理解することができる。すでに述べたように、この国家が、主権と人民と領土の三要素から成る主権の権力団体として、今日明確な形姿を整えるに至り、そして永く将来に亘ってもそれが変ることはいないとすれば、この国家によって組成される国際社会の将来を考えることにおいて、われわれはまた国家的組成の変遷を考えることができるわけである。それでは、今後の国家的組成の変遷、それに伴う国際社会の将来というのは、いかなる形式もしくは様態のもとに現われるのであろうか。この未来像はどのように考えることができるのであろうか。

「はしがき」の中で述べておいたように、以下長文に亘るが、田村博士の将来社会の国家的組織についての入念な考察をできるだけ要約して述べてみることにしよう。

I 将来社会予測の基準要請 (公理)

将来社会の予測が困難であるということは、どれだけ注意を払っても、予測が誤まり易いことを意味している。し

かし、この予測が決して推断や臆測であつてはならないために、この予測の誤まり易いという可能性はできるだけ少なくさせなければならぬ。このことは学問的努力において克服せられなければならないが、この誤まりの克服には、それに役立つ論証に充分な根拠を与えることが唯一の方法でなければならぬ。

一般に、一つの論証が充分な根拠を与えられるためには、なにびとにも真理として承認せられうる前提がまず発見せられ、その上で、その論証がこの前提に立脚すること以外には、方法がないはずである。そこで、将来社会を予測するのに必要な根本的前提であり、しかもなにびとにも別段の証明がなくても承認せられうるもの、これを仮りに将来社会予測の基準公理もしくは基準要請と称することにすると、問題はこの基準要請の発見と確立である。これが誤まりの克服と予測可能に役立つのである。なぜなら、将来社会における国家的組成の予測は、もとより永劫の未来にまで及ばなければならぬものであつて、このような予測には、特殊的に通用する前提よりは、普遍的に通用する前提が一層利用力において勝れており、それこそもっとも根本的な前提すなわち基準要請たるものにほかならないからである。

さてそこで、将来社会の国家的組成を予測するのに必要かつ充分な基準要請として、次の三つものが挙げられる。すなわち、効益優越の要請、伝統持久の要請、および理念実現の要請がこれである。

最初の「効益優越の要請」というのは、社会においては、効益のあるものが優越的に希求せられ実現化せられることの承認である。ここに効益のあるものとは、合理的なものというのと同じであつて、およそ便利なもの、効果的なもの、費用の少ないもの、効用のあるものなど、要するに、すべて合理的なものは優越的に現実化せられるし、これに反して、不便なもの、能率の悪いもの、費用のかかるもの、効用のないものなど、要するに、すべて不合理なものは漸次消滅すべき運命を担っているということである。

次の「伝統持久の要請」というのは、社会においては、伝統が、ただそれが伝統であるという理由だけで惰性的に

行われ、しかもその存在理由が疑われても、それ自身存続を固執することの承認である。およそ伝統は、それが批判せられるまでは圧倒的に支配的であり、またそれが批判せられるに至っても、甚だしく不合理でない限り、永く変改せられずに存続し、さらにそれが不合理であるために変改せられても、その存在理由を変更してまで他の形態において存続しようとするのである。

第三の「理念実現の要請」というのは、理念が終局的には必ず社会において自らを具体化する能力（適格）を有することの承認である。およそ理念は、その具体化に関して、早晩、世論を喚起する能力を有するものであり、そして一度世論を喚起するに至った理念——時代的理念——は、必ず自らを具体化する能力を有するのである。

以上の三つの要請は、互いに相錯綜して通用するが、この三者の間に通用上の優劣もしくは大小を定めることができない。

まず、通用の範囲という点からすると、「理念実現」（最大）、「伝統持久」（中位）、「効益優越」（最小）の順となり、また通用力（強さ）という点からすると、その順位は逆に入れ代って、「効益優越」が最優位、「理念実現」が最低位となる。しかし、「理念実現」が「効益優越」と合体する場合、「理念実現」が「伝統持久」に先位することになるが、これは「効益優越」が「伝統持久」よりも有力であるためである。

叙上の三要請の比較において、通用範囲と通用力との順位が逆であるということは、実は人間本性の求利性と懶惰性に基づいているのであって、しかも「効益優越」および「伝統持久」の二要請が、おのおの直接に右の二性情に淵源していることによっている。この求利性と懶惰性という本性は、始めは無意識かつ小規模に、そして原本的もしくは必要欲的な発動の仕方を見せるが、やがて意識的かつ大仕掛けに文化的もしくは余欲的な方向に発現する。「理念実現」の要請がもっとも遅れて通用し、しかもその通用力が最低位にあるということは、それが原本的・必要欲的なものではなくて、文化的・余欲的な方向のものに関連を持っていてからであり、そして「理念実現」の要請がも

つとも華々しく通用し、しかもその通用範囲が最大であるのは、全く同じ事由に基づいているからである。

このように、「理念実現」の要請が、その通用範囲において最大であるにもかかわらず、その通用力が他の二要請より低位にあるということは、それらを表出する社会の事実において、理念が伝統と効益とに優先せられることを指しているのであつて、人間が理念よりも伝統に動かされ、また理念が判つていても、効益を愛することを意味している。

「効益優越」の事實は、人間本性の中でもつとも根源的な求利性に由来するものであるから、「伝統持久」や「理念実現」の事實よりは、遙かに小規模ながら、頻繁かつ強力に顕現する。したがつて、「理念実現」の動勢が「効益優越」の傾向と合体するときは、大きな範囲において、しかも往々にして一挙に「伝統持久」の力に打ち勝つことになる。そして「伝統持久」の力が「理念実現」の動勢を支持している場合ですら、「効益優越」の傾向は小範圍ながら所在していて、それらを打破つて行く力さえ持っている。

かくて、これら三事實が相共に同一方向に進行する場合には、社会の変遷は、質実・円滑にそして調和的で秩序ある形で行われて、個々人も去就に迷うことが少ないであろう。これに反して、それらの事実が相互に異なった方向を追う形になると、社会の変遷は、不調和と急激とが交錯して逕轡的かつ偏倚的に行われることになり、個々人はその去就を誤まるが多くなるであろう。前の場合は、社会が安定期にあることを、また後の場合は、社会が変革期にあることを示している。社会の安定期には、その変革が往々にして顕著でないから、「伝統持久」の事実がもつとも強力であるように見えるが、社会の変革期には、その変遷が耳目にはつきり映るので、「理念実現」の事実がもつとも強力であるかのように印象付けられる。しかし、いずれの場合においても、「効益優越」の事実が基調を成しており、その上へある時は「伝統持久」の事実が、またある時は「理念実現」の事実が進行していることは、疑うことはできない。

Ⅱ 将来社会の国家的組成の予測

将来社会の国家的組成を予測するのに必要かつ充分な論点五項目について、以下、考察を試みてみよう。

(1) 国家は将来もなお存続するであろうか。

将来もまた必ず存続する。階級なき社会においても同じことである。

(2) 世界国家は出現するであろうか。

地上に唯一つの国家、別言すれば、全地球を一丸とする唯一の国家すなわち世界国家を現出させようとした企図は、古来、必ずしも絶無ではない。歴史上のいわゆる英傑は実力でこれを実現しようとしたし、またある理想家たちは、当為の要求からその実現を夢見たが、世界国家は、人びとの努力と希望にもかかわらず、今日までのところ実現せられなかった。

世界国家の出現は到底期待せられ難いとする最大の根拠は、地球に同時に昼夜があること、および人間は睡眠する動物だということである。これらの事實は、それ自体あまりにも卑近であって、世界国家出現の否定的根拠とするには甚だ縁遠いものようである。しかし、われわれは、このようなきわめて卑近な事実こそが、往々にしてもっとも根本的な原因となりうることを思わなければならない。この二つの不可変的事実が人間生活を不可變的に制約することによって、世界国家の出現は永劫に不可能にせられる。たとえそれが成立することはあっても、それは全く一時的であって、決して持久的に存続することはない。

人間は昼も夜も睡眠することはできない。しかし、人間本来の習慣として、夜間睡眠して昼間働いており、しかも意識的にそのように生活している。それが効果的、健康的であって、将来も同様だと正当に結論することができる(効益優越)および「伝統持久」の要請)。その上、睡眠は働き掛けの無と働きを受けることの無とを意味している。だから、

もし地球上に唯一の国家つまり世界国家が出現して、全地球上にその政令を及ぼすことになる場合、この国家において、たとえ働き掛ける者の行動が交替して連続的に進められるとしても、これを受けるべき者全部が常に同時にその働きを受けることはできない。もちろん、照明手段の進歩や通信手段の発達によって、ある程度まで夜と距離の制約が克服せられうるであろうが、人間が夜間睡眠するものである限り、これらの進歩・発達も多くの効果を挙げることはできないであろうし、交替的に不眠者を置くことなどは、もとより臨時の止むをえない場合の措置であつて、決して常時有効に永く行われうるものではない。だから、地球上に唯一の世界国家が出現して政令を一途に出すことは、永劫にありえない(効益優越の要請)。

そこで、地球上に存続する国家の数は、極限において二カ国となるものと考えられる。その理由は、地球上の昼夜が地球を折半しているということである。この昼夜の圏域はたえず移動しているが、一半球は夜という事実は変えることができない。この半球をそれぞれ一国とすれば、おのおの場所の違いにしたがう時刻の差つまり昼夜への遠近の差があつても、その一国の人民が同時に政令の構成に参加し、また政令を受理することは、通信手段の発達によって可能である。すなわち、地球を二分してそのおのおの政令の発源地を置き、二カ国を現出させることになつても、人はこれを不便としないであろう。おのおのの人民はそれぞれの政令の構成に常に参加する機会を持つことができるし、ことにその政令を不便なく受理することができる(効益優越の要請)。

極限において二カ国になることのいま一つの理由は、地球がその陸地の接続・形状によって東半球と西半球とに分かれていることである。人間が陸棲動物であることからして、国家の存立は陸地でなければならぬし、またそれゆえに、東半球と西半球それぞれの陸地の拡がりを範囲とする国家を成立させることは、もつとも合理的でなければならぬ。海洋の介在は人間交通に対する重大な障害となつてゐるから、地球が東半球の東大陸と西半球の西大陸との二つに分かれている永久不変の事実は、将来、地球上の国家を最少限の二までの融合に導く適格もしくは影響を持つ

ていると言えるのである(効益優越の要請)。

このように、国家が極限数二となることは、もちろん悠久の未来のことに属しており、それまでの永い間には幾多の紆余曲折がある。仮りに現在の諸国家が、近い将来、何かの機縁によって対立的二国家にまで帰向し、地球上に極限的二国家が意想外に早く実現したかに見えても、このような早産的国家はおそらく永く存在を続けることはあるまい。

(3) 将来国家が複数において存在するとすれば、それらの国家は相互にいかなる關係に立つてであろうか。

一般に、複数の国家が併存するときには、それら国家間の關係は、まずもって各国を構成する人民の感ずる効益によって規定せられる(効益優越の要請)。この効益はもちろん各国人民によっておのづから異ならざるをえないし、そのために、相互に対立する利害關係も永く続くであろうが、國際政治、國際行政、國際經濟などが發達するにしたがって、効益に反するものは変改せられるという経過を伴いつつ、各国人民の感ずる利便もようやく同一に帰着して、各国の間には、必ずしも強制に基づかない自然の、したがって安定した關係が生ずるのである。

そこで、将来社会における複数国家の關係を予測するためには、一時的もしくは短期的なものを視野の外において、合目的に持続的もしくは長期的なものだけを見て行けばよいことになるが、いまこの見地からその關係を予測してみると、それは、多分、連盟的形式を保つてであろうことが考えられる。永遠のそして大局的な利便というのは、もちろん人類の理念と合致するか、もしくははその実現に寄与するていものではないから(理念実現の要請)、国家間の關係は、理念によって大規模に規定せられる場合にはじめて安定するものである。このことは、国家間に力の均衡があつて、相互に勝手な真似ができない場合には、ことにそうである。

理念には種々あるが、いまこれを自由、正義、友愛(連帯)に限つて考えてみよう。自由理念が中心となつて時代の指導的精神が作り上げられるときは、各国の独尊的(唯我的)対峙關係が招来せられ易く、また正義理念が中心とな

る場合には、各国の依存的対等関係が出現し易く、さらに、友愛（連帯）理念が中心となる場合には、各国の融和的協調が誘致せられ易いことになるであろう。

有史以来久しい間、理念というものが時代の指導的精神形成に貢献することはなかったが、西欧ルネッサンス以後、自由が諸理念の最高位を占める価値体系が成立し、それが近代国家の独尊的対峙関係を招来して今日に至っている。しかし、今日以後は、おそらく正義が理念の最高位を占めて各国人民の指導的精神を作り上げることになるであろう。そしてその後には、友愛理念体系がこれと入れ代わり、人民を支配して行く時代が招致せられることになるであろう。

このような理念体系の顕現順序の第三の時代、友愛（連帯）理念の時代は、国家間の関係の究極の目標を示すものであって、これはもちろん悠遠の未来にはじめて実現せられうるものである。だから、いまわれわれが、将来国家の關係がいかにあるべきかを言う場合、まず正義の理念が支配する第二の時代だけを考えてよいことになる。この第二時代は前期と後期の二期に分けることができるが、その前期は、自由理念時代の面影を残す各国の対峙的連盟主義の時代、また後期は、諸国家の協調的連盟主義の時代であって、第三時代への展望が開けてくるのである。

(4) 連盟を形成する各国の地域的情況は、大領土单位的かつ密集・接地的である。

(イ) まず、連盟を形成する将来国家が大領土单位的なものであるとする理由のうち、積極的理由について言えば、将来は現在よりも遙かに交通の便利が増大するであろうということである。通信・運輸から成る交通の便利の増大が地形・距離からの障害を克服し、時間的・空間的隔壁を縮小することは、自明のことである。そして交通の便利の増大がありさえすれば、国家的事務の遂行は、国家が大領土的となるに伴って、その効果を増大することもまた、自明の道理である。かくて、諸国民の大領域的結合、したがって大領域的国家的出現は、ようやく可能になるわけである（効益優越の要請）。

次に、その消極的理由として、小領域的国家は、経済的にしたがって財政的に到底永続しえないであろうことが挙げられる。すでに述べたように、将来国家が依存的対等関係において連盟を形成するであろうと言っても、各国が人口的、資源的に、またしたがって経済的にも相互に均衡を失うことになれば、決して永く安定的関係を維持することはできない。小領域国家は、その独立の体面を保つことができない場合、常に他国の厄介とならざるをえなくなり、そして他国の厄介となる国家は、自らの意思に基づくか、もしくは他国の實力に基づいて、これと結合することを余儀なくされることになるであろう。かくて、諸国家の大領域的結合、したがって大領域的国家の出現は、確実ならしめられるのである(効益優越の要請)。

しかし、このような大領土単位的傾向に対して、現在の国家的対立、ことに民族的もしくは人種的対立感情が容易には消失しないであろう事実を阻止的原因として考えることができる。このような対立感情が種々の歴史的事由によって激化せられ鋭化せられて、人民にとって容易に忘却せられない僻見にまでなっている多くの事例を認めることができる(伝統持久の要請)。しかも、これによって大領土単位的傾向が阻止されるばかりでなく、逆転的傾向さえ帯びた歴史的事実が現出することがある。けれども、このような偏見的障害も、必要と合理とが支持するものに対しては、必ずその道を開かざるをえないであろう(「効益優越」および「理念実現」の要請)。かくして、大民族単位の、あるいは隣接・混住の小民族群の結合を単位とする単一国的もしくは連邦的大国家の出現を予測することができる。各小民族は、その団結意欲を失うことはないであろうが、隣接他民族と提携して大領土単位的国家を構成することの必要と合理を感ずるに至るであろうことは、まず疑うことはできない。

(四) 連盟を形成する将来国家が密集・接地的であるとすると理由を説明すれば、次のようである。

このような領土構成の国家は、その反対の分散的飛地的領土構成の国家よりも、国家的事務の遂行において一層有利であり、しかも人民の経済的・文化的交流関係においても一層自然的であるということである。結合範囲の拡大が

企求されるとき、密集・接地的である方が分散・飛地的である方よりも優越していることは、疑いを容れない。それゆえに、分散的・飛地的領土構成国の場合、領土内遠隔地がそれ自体で独立するに足る広域のものでないとすれば、近接もしくは隣接の地域と結合して、多分必然的に別の国家を興すことになるであろう。

一般に、国家の大領土的であろうとする傾向は、その密集領土的傾向と比較すると、遙かに強力である。というのは、目前のかつ有形的に大領土単位的であることは、密集領土的であることよりも、その政權担当者に対して遙かに多くの利便を与えるからであり、また実際上の結果を見ても、その傾向が顕著に現われている。そのように言えるとしても、この二傾向は常に併行して同時に見られるものであり、そして大領土単位への傾向が自足して止まることになっても、密集領土への傾向だけは進行することがある。現在、大国の中に有る小国、あるいは大国に隣接する植民地・属領・被保護国などが、将来、この大国と結合して連邦的または単一国的大領土国家をなすことは、必然的大勢だと言うことができる。しかし、たとえば大洋中に孤立する植民地・属領・被保護国がそれ自身独立して不便ではないし、また属領的伝統的地位を棄てるのが便利だということになれば、将来、その限りでの小領土単位の密集領土国家となって存続して行くことになるであろう。

諸国家の分散的飛地的領土が解体して、それらが遂には新たな領土構成の密集領土国家を出現させることになるのは、単に独立する領土上の人民だけの利益であるに止まらず、また実際、本土たる地域の人民の利益でもあることが多い。かくて、将来国家の密集領土的傾向は、きわめて円滑かつ自然に進行して行くものと考えられる(効益優越の要請)。

(5) 将来国家の構成は単位的(單式)であるか、はた複位的(複式)であるか。

一般に国家が単位的構成を持つか、あるいは複位的構成を持つかは、その国家が単位的(單式)政府または複位的(複式)政府を持つかにしたがって分類することができる。この政府区別は、これまでのところ、単一国政府と連邦政

府との区別とそれぞれ合致しているし、将来もまたそれが典型的であることは明らかである。

さてそこで、連盟を形成する将来国家が単式的であるか、はた複式的であるかを考えてみると、これは多分連邦的なものから始まって、やがては単一国的なものに移行するであろうことが考えられる。歴史上、多くの国家が当初ほとんど例外なく単一国として成立し、近代に至ってようやく連邦形式のものが発生することになったが、将来国家は連邦の構成をとることから出発して、遂には単一国的構成をとることになるであろう。このことについては、単一国が一般に連邦よりも一層効果的であるという積極的理由と、将来は連邦の構成を必要とする有力な事実が消滅するであろうという消極的理由とが挙げられる。

(4) (積極的理由(1)) 一般に国家が連邦的構成をとるときには、全国民の名において行動する全国的政府と、一部の国民を代表する複数の支分国政府または州政府とが共存して、その権限を分割することになるから、この連邦国家は必然的にとくに内政上充分な権力を欠くことになり、その支分国との関係において、それらの党派の結合を防ぎえないことがあり、実際、支分国の叛乱もしくは分離によって崩壊を避けえないことさえありうる。

(4) (積極的理由(2)) 連邦自体と支分国とは全国家的権限を分割し、支分国政府はその固有領域において全く連邦政府の指揮下に立っていないから、支分国政府は、相互に独立して任意の政治を行い、その間に利害の衝突から別種または反対の制度を設けたり、また自給の必要上、全国的に見て不用もしくは重複の施設を整えたり、そこに煩勞、失費、遲滞など種々の弊害が生ずる。

(4) (積極的理由(3)) 連邦においては、連邦政府と支分国政府との権限は必然的に成文憲法によって規定せられざるをえないものであり、しかもこの憲法改正は必ず錯雑とならざるをえないものであるから、かかる複位的構成は、単一国の単位的構成に比して、著しく柔軟性を欠くものとなる。したがって、将来、事情の変更に応じてその権限配分を改変することは、ほとんど不可能であり、また多くの弊害があっても、これを改良することは困難であることを

免れない。

(二) (消極的理由(1)) 一般に國家が連邦的構成をとるのは、その國家の人民の民族的、言語的、宗教的などの対立に基づいており、また前時代の政治的対立に起因する地方的愛國心の残存に基づいている。國家の連邦的構成の成立にしても、その機構上の優越によるというよりは、むしろかかる非合理的事由に基づくと言わなければならない。しかしながら、非合理的事由はいつかは批判せられ、そしていつかはその存在理由を失うし、その弊害の痛感とともに反省が加えられるに違いない。のみならず、同一國民たることの永い経験は、おのづから相互に自然的な親近感を醸成して、その間の疎隔を緩和して行くであろう。

(三) (消極的理由(2)) 連邦的構成は、人民の立法および施設上の実験の機会をば、比較的狭い範囲、比較的僅少の危険において多く与えることができるであろうし、また、社会的不調和もしくは經濟的危機に基づく不秩序や悪立法をば、國民全般に及ぼさないうで支分國の範囲に止めうることも多いであろうし、さらに、連邦政府に過重となる立法の多くを支分國政府に負担させ、連邦政府に國家全体に関する重大問題だけを熟慮させる余裕を与えることになるであろう。しかしながら、これらの長所は單一國的構成においても確保せられうる。たとえは、いくつもの全国的・地方的調査機關を設けるとか、大小種々の地方公共団体の自治権を拡大することによって、それらのことは可能となるのであり、單一國的構成は決して専制を意味するものではなく、また地方公共団体あるいは公共組合の範囲は、将来、交通の発達によって益々大きくなるのである。

(四) (消極的理由(3)) 連邦を支持する理念すなわち自由理念は、将来その強調せられるべき理由を失うに至るであろう。この理念が強調せられる大きな理由は、連邦的構成が單一國的構成よりも一層よく個人の自由を保障するという確信である。この確信は広く一般に行き渡っていて、容易に変更するものでないことは疑いないし、現今は自由理念を最高位に置く理念体系確立の時代である。しかし、それ故にまた、正義理念を最高位に置く理念体系の実現を企

求する時代に移行しようとしていると言える。国家権力の専恣が許されて、個人の自由が踏みにじられるという時代は過ぎ、いまや人びとの関心は、いかにして個人の自由が尊重せられるかということ以上に、国家権力をいかにして個人生活を高めさせるものにするかにある。このように、自由理念優越から正義理念優越へと変って行かねばならないとすると、それを支持する国家的構成も、連邦型から単一国型へと転移して行かざるをえないことになる。

叙上のような積極的および消極的理由からして結論的に言えることは、連邦は、単一国に比して一般的に権力の統一性、単純性、また柔軟性において劣っており、したがって、その国家的任務の遂行において単一国ほどには効果的でありえないということである。だから、将来国家は、前期の時代には連邦的構成をとることが避けられない事情のもとにあるにしても、その後期に入るにしたがい、必然的に単一国的構成をとらざるをえないことになるであろう。このように、連邦が単一国に優先して存在すべきことの理由は、決して永続しないし、永く妥当もしない。連邦的構成がその必要上将来に亘って存続することがあっても、早晚、その傾向は必然的に単一国的構成への傾向と交替せざるをえないであろう(効益優越の要請)。

国家の単一国的構成は、その連邦的構成よりも一層簡単であるから、憲法起草に当たっても一層容易であることは言うまでもない。しかし、その真の政治的価値は、人民の気質と実情に適していること、換言すれば、人民の懐く感情や利益を利用し育成して、それらに法的形式を与え、力を持たせることにあるから、アメリカ合衆国やソ連邦の憲法成立が物語っているように、国家の解体・合同による新国家成立の場合、多くは連邦的構成を選択することである。しかしながら、国家の連邦的構成は、現代国家の発達過程における一つの中継的段階を示すものにはかならないのであって、将来国家の典型的構成を想定するならば、やはり連邦的構成ではなくて、単一国的構成ということになるであろう。